

中間利息控除について

1. 中間利息控除に関わる提言(中間論点整理) P1
2. 中間利息控除に関わる実務 P2-4
3. 中間利息控除に係る利率 P5-7
- (参考1)賃金・失業率の推移 P8
- (参考2)国債利回りの推移 P9
- (参考3)交通事故高額賠償判決例 P10

平成23年6月28日

社団法人日本損害保険協会

- 債権法改正の検討において、民法第404条に定める法定利率(5%)について、変動利率制の採用が検討されている。
- 将来期間に係る損害賠償額の算定については、将来期間分の運用益を控除(中間利息控除)するのが通例であり、中間利息控除の利率は法定利率によることとされている(H17.6.14判例)ところ、法定利率の検討とあわせて、立法的な見直しの可否について検討されている。

○ 変動利率制への見直しの要否

法定利率として変動利率制を採用することについては、これに賛成する立場から具体的な規定方法について様々な意見があった一方で、法定利率が現実に機能する場面は限定的であり、その場面のために変動利率制を導入する意義があるのか等の疑問を呈する意見や、法定利率が用いられる場面に応じて適切な利率は異なるため、一律に法定利率を定めるのではなく、個別具体的な場面ごとに適切な利率を定めることを検討すべきではないかという意見があった。これらの意見を踏まえて、変動利率制への見直しの要否について、法定利率が用いられる個別具体的な場面に適した利率の在り方及び変動利率制を採用する場合における具体的な規定方法等に留意しつつ、更に検討してはどうか。

○ 中間利息控除について

将来取得されるはずの純利益の損害賠償の支払が、現在の一時点において行われる場合には、支払時から将来取得されるべき時点までの運用益を控除する必要がある(中間利息控除)とされている。この中間利息控除に関して、判例が、控除すべき運用益の計算に法定利率を用いるべきであるとしている点については、その合理性に疑問を呈し、見直しを検討すべきであるという意見が複数あったが、具体的な検討の在り方については、中間利息控除だけでなく賠償額の算定方法全体の問題と捉えるべきであるという意見や、将来の請求権の現在価額への換算という問題との関係にも留意する必要があるという意見等があり、また、現時点において立法により一定の結論を採用することに対して慎重な意見があった。このような意見をも踏まえて、中間利息控除及び賠償額の算定方法の在り方を立法的に見直すことの可否について、将来の請求権の現在価額への換算という問題との関係や、取引実務及び裁判実務に与える影響等に留意しつつ、更に検討してはどうか。

- 中間利息控除を行うことにより損害額を算定し、保険金をお支払いしている保険商品としては、賠償責任保険、傷害保険で死亡・後遺障害事故を実損てん補するものが対象となる。
このうち、賠償責任保険には、自動車損害賠償責任保険(強制保険)及び対人賠償責任保険等があり、傷害保険には人身傷害補償保険がある。
- 2009年度の保険金支払実績として、自賠責保険は1,122,501件、7,997億5,606万円、対人賠償保険は、467,006件、4,050億7,031万円となっており(損害保険料率算出機構統計による)、このうち、死亡・後遺障害事故に係るものが影響を受けることになる。

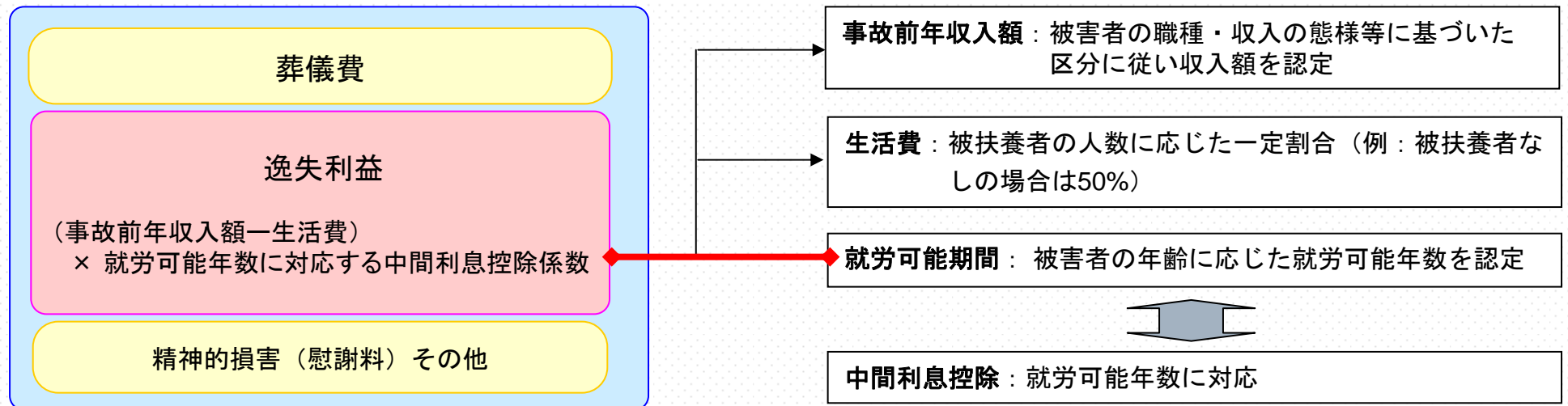
賠償責任	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	・自動車による人身事故の被害者を救済するために、法律で契約が義務付けられている保険 (他人を死傷させた場合の損害賠償(対人賠償)のみを補償)
	対人賠償責任保険	・自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険の支払限度額を超える損害が補償される保険 (任意の自動車保険)
	その他 賠償責任保険	・自動車事故以外の原因による損害賠償を補償する保険
傷害	人身傷害補償保険	・自動車事故によって契約の車に乗車中の方が死傷した場合に、加害者からの賠償を受けられない分も含めた損害額を補償する保険 (任意の自動車保険)

- 中間利息控除を適用する場面としては、死亡・後遺障害事案において、将来の期間(後遺障害の場合は喪失期間・死亡の場合は就労可能年数)に相当する損害(逸失利益・将来の介護料)を算定する際に、当該期間分に相当する利息を控除する。
- 中間利息控除の方法として、保険実務では、これまでの損害賠償事例に係る判例並びに裁判所の運用を参考に一律に5%のライブニッツ係数(複利方式による利息控除)を適用している。

◆ 死亡・後遺障害事案における逸失利益の算定方法

- 死亡事案 : 逸失利益 = (事故前年収入額 - 生活費) × 就労可能年数に対応する中間利息控除係数
- 後遺障害事案 : 逸失利益 = 事故前年収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する中間利息控除係数

死亡事案における損害額算定



- 民法404条の法定利率が変動方式となることにより、中間利息控除に係る利率も同様の方式が導入された場合、損害保険の実務への影響が大きく、全体として運営コストが上昇する懸念がある。
- 具体的には、利率の変更(現在の5%より低利となることが想定される)による支払保険金の上昇、利率が変動方式となることによる損害調査実務の適正な運営を確保するためのシステムコスト等の上昇、中間利息控除を行うことを約款で規定している保険商品(人身傷害補償保険)の補償内容への影響が考えられる。

(1) 支払保険金への影響

・賠償責任保険・傷害保険における支払保険金の変動(支払保険金が大きく上昇する場合は保険料の値上げの必要)

中間利息控除割合	人身傷害補償保険におけるモデル例	損害認定額(上段:葬儀費・精神的損害/下段:逸失利益)	5%(現行)との比較
5%(現行)	○27歳男性(全年齢平均賃金:月額415,400円/就労可能年数40年) ○一家の支柱・被扶養者2人(生活費控除割合35%)	20,600,000円	-
		55,597,219円	
3%とした場合		20,600,000円	+25.3%
		74,895,374円	(+1,930万円)
1%とした場合		20,600,000円	+66.7%
		106,389,340円	(+5,079万円)

(2) 損害調査実務への影響

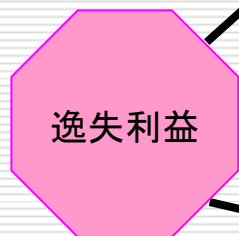
・利率の変動サイクルが頻繁になった場合のシステム手当てを要することによる運営コストの上昇
 ・基準日が事故日となった場合(事故日不明の取扱い)

(3) 保険商品への影響

・約款で保険金の支払基準(将来の損害(逸失利益・将来の介護料)に関する中間利息控除の方法)を明記している場合に、控除方法を変更する必要性の検討

- 死亡・後遺障害の逸失利益等の算定においては、将来期間分の損害額を算定時に行うという性質上、算定の基礎となる被害者の収入額、生活費控除額、就労可能年数等については、すべて一定の仮定に基づく見做しにより算出された数値が用いられることとされている。また、様々な経済指標を適時反映させて算定を行うことも、これまでのところ行われてきていない。
- また、それぞれの項目にあつては、基礎収入の算定方法（若年労働者、学生の場合）、中間利息控除の利率、控除方法等につき、これまでの裁判や各種研究を通じて統一的な処理に至っており、中間利息控除の利率のみを取り出して検討するのではなく、本来的には、不法行為の領域における賠償額算定の問題として検討されるべきである。

死亡事案における逸失利益の算定



年間収入額 →被害時の収入（幼児・生徒、家事従事者などは一定額を認定）が就労可能期間中継続するものと仮定
→実際には、年齢別平均賃金を採用する場合であっても、その後の経済状況によって変動する（後掲（参考1）賃金推移参照）

生活費控除率 →被害時の扶養状況による一定率を認定し、それが将来にわたって継続するものと仮定

就労可能年数 →就労可能期間中にわたって就労するものと仮定
→実際には失業したりする可能性もある（後掲（参考1）失業率の推移参照）



中間利息控除 →期間中5%の複利で運用されるものと仮定（ライブニッツ係数）
→その後の金利情勢を想定して設定されるべきものであるが、将来的な金利変動を予測することは困難（後掲（参考2）国債利回りの推移）

- 中間利息控除の利率に関わる判例(最高判平成17年6月14日)では、法定利率によることと判断しているが、中間利息控除に係る法の欠缺により他の適当な指標がなく、「法的安定及び統一的処理」の観点から法定利率が採用されたもので、法定利率との連動を積極的に容認しているものではないと評価される。
- 法定利率が同様に適用されるとはいえ、本来適用が予定される利息債権に係る利率と中間利息控除に係る利率は適用範囲等において性質が異なり、法定利率が変動方式となる場合でも、中間利息控除に係る利率は被害者間の公平性(特に高額事案。後掲(参考3)参照)、損害の予測可能性の観点から、安定的な運用とされることが望ましい。

	利息債権に係る利率	中間利息控除に係る利率
利率の根拠法令	民法第404条	判例(H17. 6. 14)
適用場面	消費貸借契約等における債務額算定	不法行為に係る損害額(逸失利益等の将来の損害額)算定
利率の適用範囲	貸付時～弁済期 (過去の期間に対応)	不法行為発生時(事故時)～喪失期間終了時 (将来の期間に対応)
法定利率との乖離の検証可能時期	損害認定時に検証可能	損害認定時には検証不能(期間が終わった段階で判明)

【検討のあり方について】

死亡・後遺障害の逸失利益等の算定においては、これまでの裁判や各種研究を通じて統一的な処理に至っており、中間利息控除の利率のみを取り出して検討することは適切ではなく、本来的には、不法行為の領域で賠償額全体の問題として検討されるべきである。

【法定利率との関係】

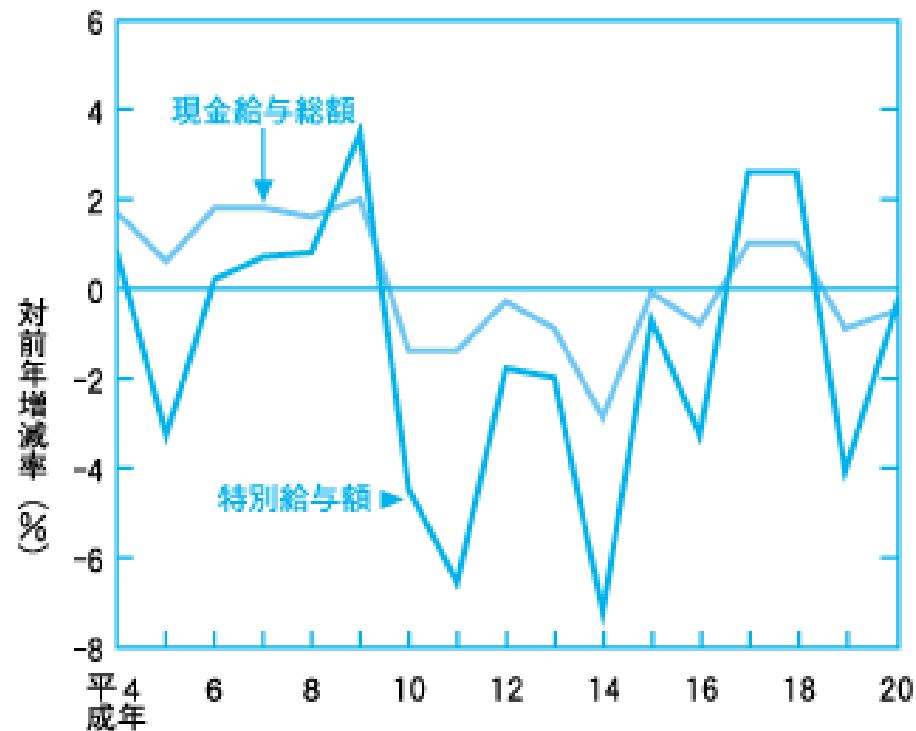
中間利息控除に係る利率は、本来適用が予定される利息債権に係る利率とは性質が異なるものであり、法定利率が変動方式となる場合であっても、中間利息控除に係る利率は、被害者間の公平性、損害の予測可能性の観点から安定的な運用とされることが望ましく、不法行為の領域での整理がなされるまでの間、現行実務（中間利息控除にあたって5%のライブニッツ係数の適用）が維持されるべきである。

37 完全失業率と有効求人倍率（季節調整済）



資料 総務省「労働力調査年報」
厚生労働省「職業安定業務統計」

38 賃金の推移（常用労働者30人以上の事業所）



[16-22表参照]

	1年	5年	10年
S55	9.978%	8.819%	8.739%
S56	7.261%	7.963%	7.996%
S57	7.021%	7.721%	7.674%
S58	6.259%	7.168%	7.373%
S59	6.011%	6.399%	6.741%
S60	5.714%	5.930%	6.001%
S61	4.410%	4.631%	5.364%
S62	3.822%	4.282%	4.824%
S63	3.744%	3.991%	4.611%
H1	6.237%	5.856%	5.616%
H2	7.142%	6.830%	6.619%

	1年	5年	10年
H3	5.031%	5.604%	5.575%
H4	3.403%	4.237%	4.970%
H5	1.443%	2.298%	3.413%
H6	2.375%	4.077%	4.555%
H7	0.297%	2.038%	3.165%
H8	0.306%	1.783%	2.778%
H9	0.562%	1.298%	1.934%
H10	0.574%	1.523%	2.117%
H11	0.184%	0.940%	1.680%
H12	0.470%	0.998%	1.650%

	1年	5年	10年
H13	0.047%	0.510%	1.369%
H14	0.017%	0.297%	0.906%
H15	0.020%	0.600%	1.363%
H16	0.007%	0.604%	1.437%
H17	0.090%	0.854%	1.473%
H18	0.610%	1.242%	1.678%
H19	0.603%	1.009%	1.502%
H20	0.331%	0.685%	1.177%
H21	0.132%	0.469%	1.289%
H22	0.144%	0.409%	1.128%

※各年末における国債利回りの推移（Bloombergにて抽出）

認定総損害額 (万円)	態様	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害者		掲載誌
						性別 年齢	職業	
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	H17. 5. 17	H10. 5. 18	男 29歳	会社員	交民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	H19. 4. 10	H14. 12. 11	男 23歳	会社員	自保ジャーナル 平成19. 5. 31
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	H18. 6. 21	H14. 11. 9	男 38歳	開業医	交民 39巻3号844頁
36,243	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	H21. 11. 17	H16. 1. 21	男 14歳	中学生	自保ジャーナル 平成22. 6. 10
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	H16. 6. 29	H 9. 4. 24	男 25歳	大学研究科 在籍	交民 37巻3号838頁
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	H18. 9. 27	H13. 10. 4	男 37歳	アルバイト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	H19. 1. 31	H 8. 10. 21	女 18歳	高校生	交民 40巻1号143号
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	H19. 6. 8	H15. 5. 22	女 25歳	会社員	自保ジャーナル 平成20. 6. 12
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	H17. 7. 20	H12. 8. 18	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 平成17. 10. 20
33,547	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第11955号	H18. 4. 5	H12. 7. 31	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 平成18. 5. 25